５．汎用のディスクリートダイオード　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１／１）

簡易判定表

 （汎用の電子部品）

 様式７Ｈ－０５貨

CISTEC 2024.02.01

(令和6年2月1日施行省令等対応)

|  |  |
| --- | --- |
| 商　 品 　名： |       |
| ： |       |
| 型式及び等級： |       |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  質 問 事 項 |  回　答 | 備考 |
| (注)汎用のディスクリートダイオード以外のものは、このシートでは判定できない。イ 最大動作接合部温度が２１５度を超えるか？(注)特定の装置に特別に設計された部品は、その装置の部分品の判定が必要になることがあります。(注１)(注２) | [ ]  いいえ　↓ | [ ] 　は　い　↓ |        |
|  判定結果以上の結果、輸出令別表第１の１から１５の項のいずれかに該当か？  | [ ]  非該当 | [ ]  製造メーカー、供給者にご確認下さい |        |

(注)回答欄において、アンダ－ラインがついたものが、　左欄のみにチェックされた場合は、当該判定貨物が非該当であり、１つでも右欄にチェックされた場合は「製造メーカー、又は供給者に確認が必要」と判断される。

(注１)貨物等省令第６条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第１の１の項から１５の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第１の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 判定責任者： | (作成年月日     年     月     日) |
| 会　社　名： |       |
| 所属・役職： |       |
| (フリガナ) |       |
| 氏　　　名： |       |       |
|      ： |       |

(注２)貨物等省令第６条第一号イ、ロ若しく

 はヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号

から第十六号の二までに該当するもの

であって、

他の貨物（輸出令別表第１の１の項から

１５の項までの中欄のいずれかに掲げられ

た貨物を除く。）に使用するように設計し

たものを除く。